

加東市のごみ処理は

これまでどおりです

「小野クリーンセンター」と「みどり園」で

加東市のごみ処理は、基本的には合併前と変更ありません。旧社町区域、旧東条町区域が「小野クリーンセンター」、旧滝野町区域が「みどり園」で処理されます。

小野クリーンセンターは、各市が作成した処理計画に基づき、収集したごみの受付及び処理など、ごみ行政の一部を担う施設ですが、みどり園は、処理計画から分別方法、収集運搬及び処理まで、ごみ行政全般を行う施設です。したがって、それぞれ処理区が異なるため、一本化することは出来ません。合併後も、今までどおり、ごみの発



▲小野クリーンセンター

生場所での処理区が決まり、その区域の処理計画等で定めた方法により処理されます。（処理区を越えたごみの移動はできません。）

分別方法などもこれまでと同じです

分別方法や収集体制などは従来と変わりませんので、ごみカレンダーに従い、これまでの方法でお出しください。ゴールデンウィーク期間中も旧社町区域、旧東条町区域では下の表のとおり収集を行います。

旧東条町区域の廃プラスチック類は

五月三日(水)・四日(木)の収集はしませんが、一日(月)に「東・西」の廃プラスチック類を臨時に収集します。なお「東」の粗大ごみの収集日を一日(月)から、次週の八日(月)に変更します。旧滝野町区域は、祝日の収集はありません。

※詳しくは、三月の広報と一緒に配布されている、ごみカレンダーをご覧ください。

ゴールデンウィーク期間中 4月28日～5月8日

旧社町地域 旧東条町地域の収集のお知らせ

旧社町区域のみなさまへ

○…通常収集日 ×…収集しません。△…臨時収集

種類	地区	曜日	4月28日(金)	29日(土)	30日(日)	5月1日(月)	2日(火)	3日(水)	4日(木)	5日(金)	6日(土)	7日(日)	8日(月)
燃やせるごみ	A地区	月・木の地区				○			×				○
	B地区	火・金の地区	○				○			×			
燃えないごみ	水・金の地区							第1水曜日の地区		第1金曜日の地区			

★粗大ごみの収集日は5月14日(日)の予定です。（詳しくは5月号広報でお知らせします。）

旧東条町区域のみなさまへ

燃やせるごみ	東・西	火・金の地区	○				○			×			
廃プラスチック	東	木の地区				△			×				
	西	水の地区				△		×					
空き缶	東・西	月の地区				○							○
びん	東・西	29日の地区		○									
粗大ごみ	東	第1月の地区				×							○

ごみ袋取扱店舗一覧

(平成18年3月6日現在)

店 名	所 在 地
JAみのり 社総合営農経済センター	社338
フレッシュさとつ社店	社1212-2
社 町 商 工 会	社717-1
ジャスコ社店	社1126-1
ヤマザキショップふじわら	上久米253-9
嬉野学園生活センター	下久米942-1
マックスバリュース社店	梶原333-1
ニ ュ ー コ ム	社77-11
ボンマルシェ 社店	社338
キ リ ン 堂 社 店	社1187-1
一 富 士 商 店	社535-3
藤 浦 商 店	上鴨川199
エ ー モ ン 社 店	社1205
マミーショップ天神	天神542-1
都 倉 百 貨 店	天神476
フレッシュにしお	掬鹿谷354
ampm東条インター パーク店 (道の駅)	南山1丁目5-1
コーナン ホームストック 東条店	岩屋197-1
マックスバリュース東条店	岩屋204-1
セブンイレブン東条新定店	新定568-1
ローソン東条吉井店	吉井769-1
広 岡 薫 商 店	岩屋214-1

ごみ袋も そのまま使えます

加東市が指定するごみ袋(旧社町区域、旧東条町区域)が必要は、加東市の市章入りの袋になります。現在、お手持ちの旧町指定のごみ袋は従来どおり使用できます。



▲みどり園

加東市ごみ袋は、左の表の加東市指定ごみ袋取扱店と、加東市役所三庁舎の窓口センターで販売しています。なお、ごみ処理手数料は、



▲加東市のごみ袋です。

- ・一セット (五十枚入り)
 - ・大/千五百円
 - ・小/千円 (燃やせるごみ、燃やせるごみ、燃やせるごみ、燃やせるごみ)
- となります。なお、旧町指定のごみ袋と加東市のごみ袋の交換を希望される方は、一セット単位で窓口センターにご持参ください。

残土処分も同じです。

残土処理場の利用も合併前と同じです。

発生場所により、旧社町区域は上中埋立処分場、旧滝野町区域はみどり園、旧東条町区域は数残土処理場に搬入してください。

なお、申し込みは、旧社町・旧東条町区域は発生地区にある窓口センター、旧滝野町区域はみどり園で受け付けます。

ご活用ください 生ごみ減量化処理器 購入費補助制度

各家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機器を購入された方に対し、その購入費用の一部を補助いたします。

◆対象となる条件

- ①市内に住所を有し、かつ居住している方
- ②処理機器を自宅に設置できる方
- ③原則として市内の店舗で購入された方 (販売証明書が必要です。)
- ④初めて申請をされる方 (補助を受けられるのは一回だけです。)

◆補助台数

(注) 今までに、旧社町、旧東条町で補助を受けられた場合は、補助を受けられません。

一世帯 (同居世帯は一世帯とする)

◆助成金額

生ごみ処理機器一基につき、四万円を限度として、その購入価格の1/2 (千円未満切捨て) の額。

◆申請方法

各庁舎窓口センターに備え付けの申請書で、窓口センターに申請してください。

奨励します

資源ごみ集団回収運動

各庁舎窓口センターに備え付けの申請書で、窓口センターに申請してください。

婦人会、老人会、PTA、保護者会、自治会など、資源ごみを回収していたり、各種団体に、資源ごみ集団回収運動奨励金を支給して、その活動を支援しています。

奨励金は、年一回集団回収を実施される団体には、一回あたり三千円と一kgあたり四円を支給し、年四回以上実施した団体には、一kgあたり五円を支給します。

資源ごみ回収は循環型社会に適した制度です。加東市では、実施回数がこれまでの二倍になることを目標としていますので、ご協力をお願いいたします。

■問い合わせ

加東市生活課 (滝野庁舎)
☎48-3507・3528